

第2部 基本構想

第1章 まちづくりの理念

第1節 まちづくりの目標

第2節 基本戦略

第3節 施策大綱

第4節 土地利用方針

第2章 まちづくりのフレーム

第1節 将来フレーム

第2節 施策体系

第3節 施策方針

第1節 まちづくりの目標

目 標

「定住満足度日本一、交流満足度日本一のまち」

本市には、森林や河川、棚田、水田、干潟、海など豊かな自然が保たれています。また、全国八幡神の総本宮宇佐神宮をはじめ、東西本願寺別院や龍岩寺、饅絵、石橋など歴史遺産が数多く残されています。

このような中、農商工の連携による6次産業化やグリーンツーリズムの推進による農業、「浜の市」の開催やブランド化の推進による水産業、そして、酒類のほか自動車部品等を製造する技術産業、歴史文化、スポーツなど多様な地域資源を活用した観光など多彩な産業活動が活発に行われています。

また、市内各地で市民が中心となって行っている健康づくりや、子育て支援、高齢者福祉等の充実により、市民の保健・福祉の向上が図られています。

さらに、地域コミュニティ組織を設立し、地域住民が主体となったまちづくり活動が活発におこなわれるとともに、市民やNPO、ボランティアなど様々な分野で多様な主体が交流し、協働の取組が展開されています。

今後は、社会情勢や市民ニーズの高まり等を背景に、公共施設の耐震化による防災対策や空き家対策の充実による防犯対策など安全・安心対策の充実配慮しながら、市営住宅の整備や住宅建設支援等による住環境の整備、保育の充実や学力向上等による子育て・教育環境の充実、企業誘致による雇用の創出など定住促進策を総合的に取組むとともに、市民活動の活性化や地域資源を最大限活用した観光・交流の充実により、さらなる満足度の向上が期待されます。

そのため、住んでいる人も訪れた人も満足度の高いまちの創造に向けて、「宇佐市に生まれてよかった、ずっと住みたいと思えるまち、訪れてよかった、また来てみたいと思えるまち」を目指し、本市のまちづくりの目標を「定住満足度日本一、交流満足度日本一のまち」とします。

第2節 基本戦略

基本戦略

本目標を達成するため、以下の戦略を基本とし、各分野の施策を総合的に取組みます。

1 地理的優位性の活用

高速交通網の整備により、北部九州と周防灘を循環する各ネットワークが構築されます。また、中津日田道路の整備により、それらのネットワークの結節点に本市が位置します。その地理的優位性を活かして、経済、文化、観光等の振興に努めます。



第2節 基本戦略

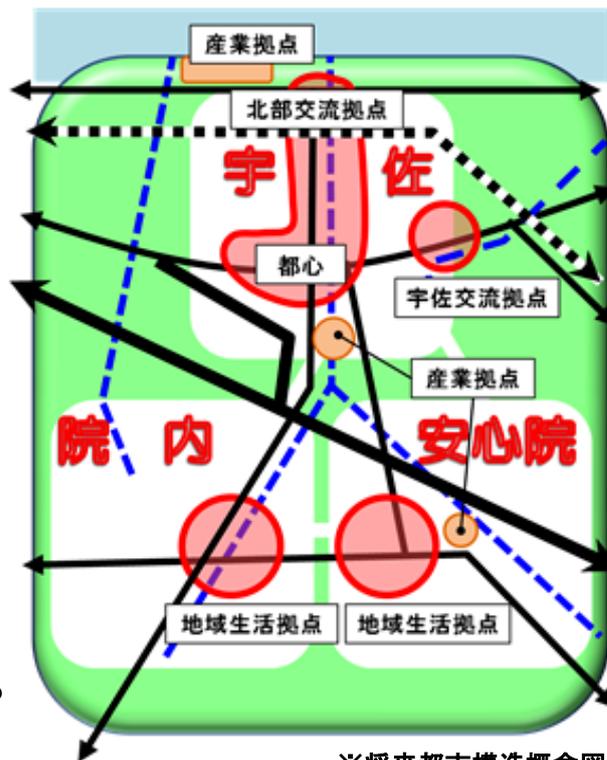
2 歴史文化、人物、農林水産物など地域の潜在力の活用

米、ぶどう、ゆずなど豊富な農林水産物や宇佐神宮や宇佐海軍航空隊跡、石橋、鏝絵等の歴史的な文化財などの地域資源を活用したツーリズムを推進し、交流人口の増加を図るとともに、魅力あるまちづくりに努めます。



3 周辺部を含む地域の均衡ある発展

宇佐市全体が均衡ある発展を遂げるために、交通体系や住環境の整備等の社会基盤を整えるとともに、「地域コミュニティ組織の設立」などの市民主体のまちづくり活動を支援することにより、住みやすいバランスのとれた市民主体のまちをつくります。



※将来都市構造概念図

- 3つの地域**
 - 宇佐地域
 - 安心院地域
 - 院内地域
- 5つの河川**
 - 駅館川
 - 津房川
 - 恵良川
 - 伊呂波川
 - 奇藻川
- 7つの幹線**
 - 日豊本線
 - 東九州自動車道・北大道路
 - 国道10号
 - 国道387号
 - 国道500号
 - 県道佐田駅川線
 - 県道中津高田線
- 8つの拠点**
 - 都心：四日市・駅川中心市街地
 - 北部交流拠点：柳ヶ浦・長洲市街地
 - 宇佐交流拠点：宇佐市街地
 - 地域生活拠点：安心院支所周辺
院内支所周辺
 - 産業拠点：西部海岸部
宇佐I.C付近
安心院I.C付近

第3節 施策大綱

目標を達成するため、基本戦略に基づいて、以下の「宇佐市八策」を施策大綱として各施策を展開します。

「定住満足度日本一、交流満足度日本一のまち」

1 安全・安心な生活を **守る** まち

東日本大震災や九州北部豪雨、全国各地で多発しているゲリラ豪雨などに対する自然災害対策や多様化している犯罪の防止、消防・救急・救助体制の充実を図ることで、安全・安心な生活を確保し、市民の生命・財産を守ります。

2 豊かな自然と風景を未来に **継ぐ** まち

環境の保全、環境負荷の低減を図ることにより、長い海岸線、穏やかな海、広い平野、中山間地、緑豊かな森林、豊かな水をたたえた河川など本市に存在する貴重な自然や景観を次世代に引き継ぎます。

3 快適な生活空間を **築く** まち

地域の自然や地理的条件などを考慮しながら、道路や住宅、交通、水道などまちづくりの骨格となる生活基盤を整備し、快適な生活空間を築きます。

4 健やかな暮らしを **支える** まち

高齢化とともに核家族化が進行する中、誰もが健康で生き生きとした暮らしが送れる地域社会の構築に向けて、保健・医療・福祉・介護など各種サービスの充実を図り、市民の健やかな日常生活を支えます。

第3節 施策大綱

5 個性豊かな人材と文化を **育む**まち

教育基本方針に基づいて、生涯にわたる学習環境の整備や学校教育の充実、宇佐神宮をはじめとした歴史文化遺産の保全・保存を図るとともに、文化・芸術、スポーツの振興等により、心豊かな人材と文化を育みます。

6 儲かる産業を **興す**まち

広大な農地、多様性豊かな中山間地、緑濃い森林、穏やかな海、歴史ある文化遺産など豊富に存在する地域資源を最大限活用して、農・林・水産業、商工業、観光など儲かる産業を興します。

7 多様な交流と協働で人と人との **繋がる**まち

市民一人ひとりが尊重され、市民・事業者・NPO・ボランティア・行政など多様な主体がまちづくりに参画し、人と人、地域と地域、市民と行政の繋がりを促進します。

8 対話と効率的な行政で **信頼される**まち

地方分権が進展し、自治体自らの判断と責任で住民ニーズに対応する必要があることから、積極的に市民との対話を図り住民ニーズを把握するとともに、的確かつ効率的な対応により信頼される行政を目指します。

第4節 土地利用方針

本市の土地利用は、その利用区分から都市、農山漁村、自然維持地域に分類されます。

都市・生活拠点・産業拠点

交通の利便性の確保を推進しつつ、未利用地の有効利用を促進します。市街化を図るべき区域においては、地域の合意を踏まえ、計画的に良好な市街地等の整備を図るとともに、都市内に存在する歴史的・文化的資源の保全を図るための公園整備等によるオープンスペースの確保など安全性の向上を図ります。なお、新たな土地需要がある場合には、既存の未利用地の再利用を優先させる一方、農用地や森林などからの転換は抑制することを基本とします。

また、市街地周辺の宅地への転換については、用途地域への誘導を行い、既存の市街地内において住居系、商業系、工業系等をバランスよく配置します。

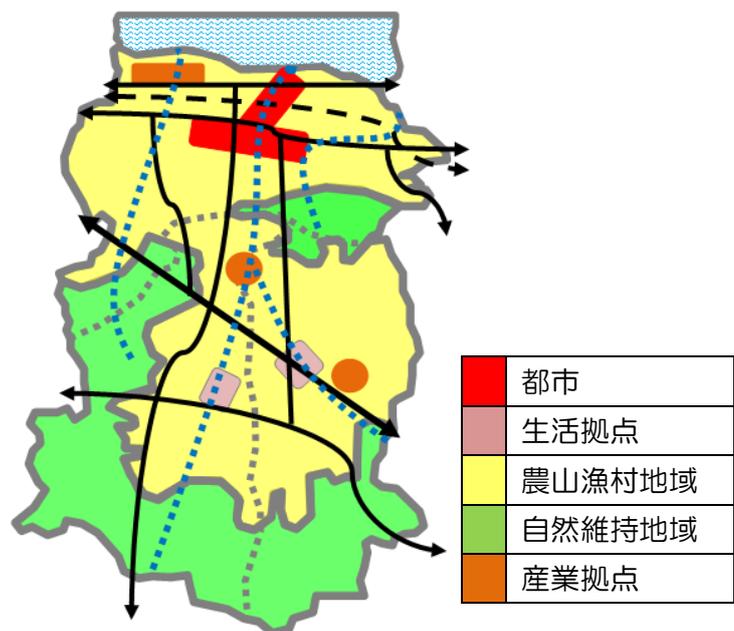
なお、各地域において、生活に必要なサービスが集積した生活拠点を確保します。

農山漁村地域

生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観を有する市民共有の財産であるとの認識の下、地域の特色を踏まえた「地域資源の活用」、観光・交流・地域づくりを一体とした「ツーリズム」の推進、再資源化による「循環型産業」の推進、生産・加工・販売を一体的に行う「6次産業化の推進」などによる土地の高度利用を図り、力強い産業づくりに努めるとともに、雇用の創出や農山漁村の定住人口の増加を図ります。

自然維持地域

高い価値を有する自然が維持されている地域や野生動植物の重要な生息・生育地、すぐれた自然の風景地などであることから適正な保全に努めます。その際、自然の特性を踏まえつつグリーンツーリズムとの連携による自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るとともに、市民参加による自然環境の保全の取り組みを推進します。



土地利用構想図

第1節 将来フレーム

将来計画人口

日本の人口は、平成 20（2008）年をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口（2015年10月中位推計）」（以下「社人研」）によると2065年には現在の約70%になると予想されています。

国勢調査による本市の人口は、昭和 22 年調査の 99,877 人をピークに減少に転じ、平成 27 年調査では 43,619 人減の 56,258 人となっています。

また、社人研による本市の将来人口は引き続き減少傾向にあり、令和 7 年の推計人口は、51,090 人となっています。

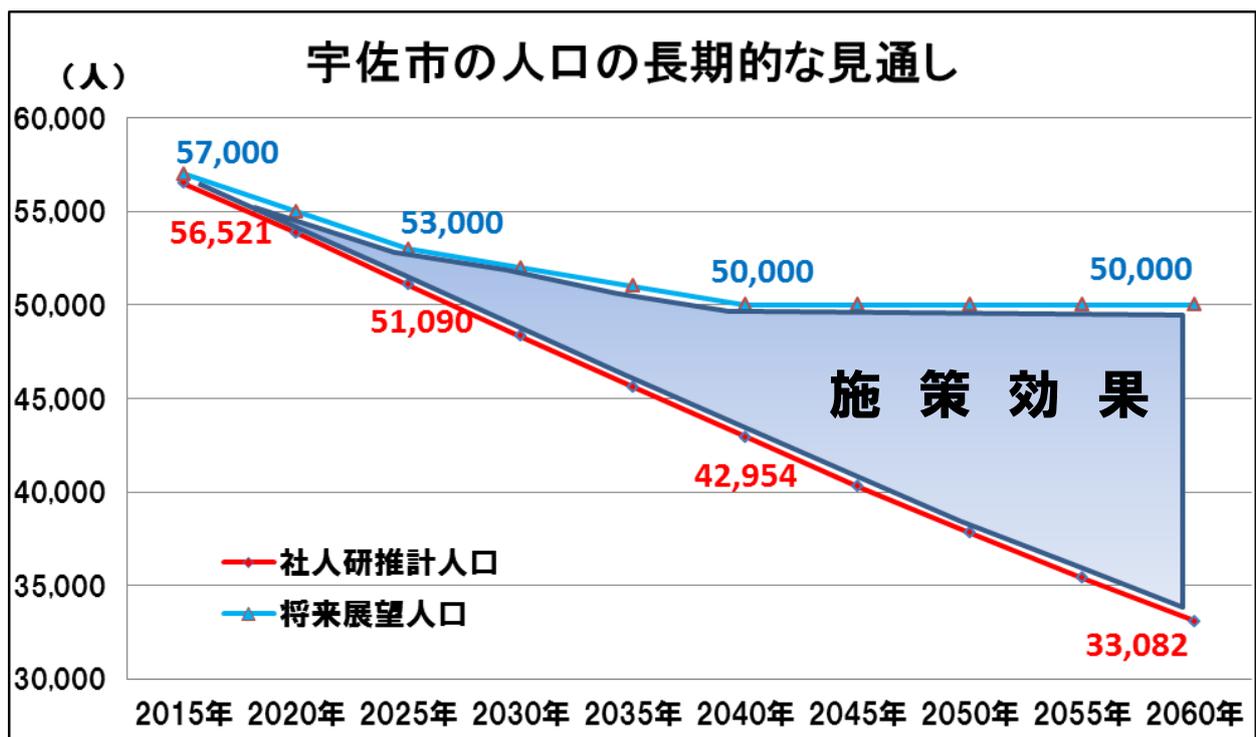
今後は、東九州自動車道の開通による地理的優位性の高まりを活かして、さらなる企業誘致の推進に努めるとともに、子育て支援や教育の充実、産業の振興など定住促進施策を積極的に取り組むことによる成果を勘案して、

令和 6 年（2024）年の将来計画人口を **53,000** 人と設定します。

■将来人口の推計■

	H12	H17	H22	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績値	62,349	60,809	59,008	56,258										
社人研				56,522					53,851					51,090
均等値 ^{※1}					55,988	55,454	54,920	54,386		53,299	52,747	52,195	51,643	

※1 社人研の数値を等分



【宇佐市人口ビジョンより】

第1節 将来フレーム

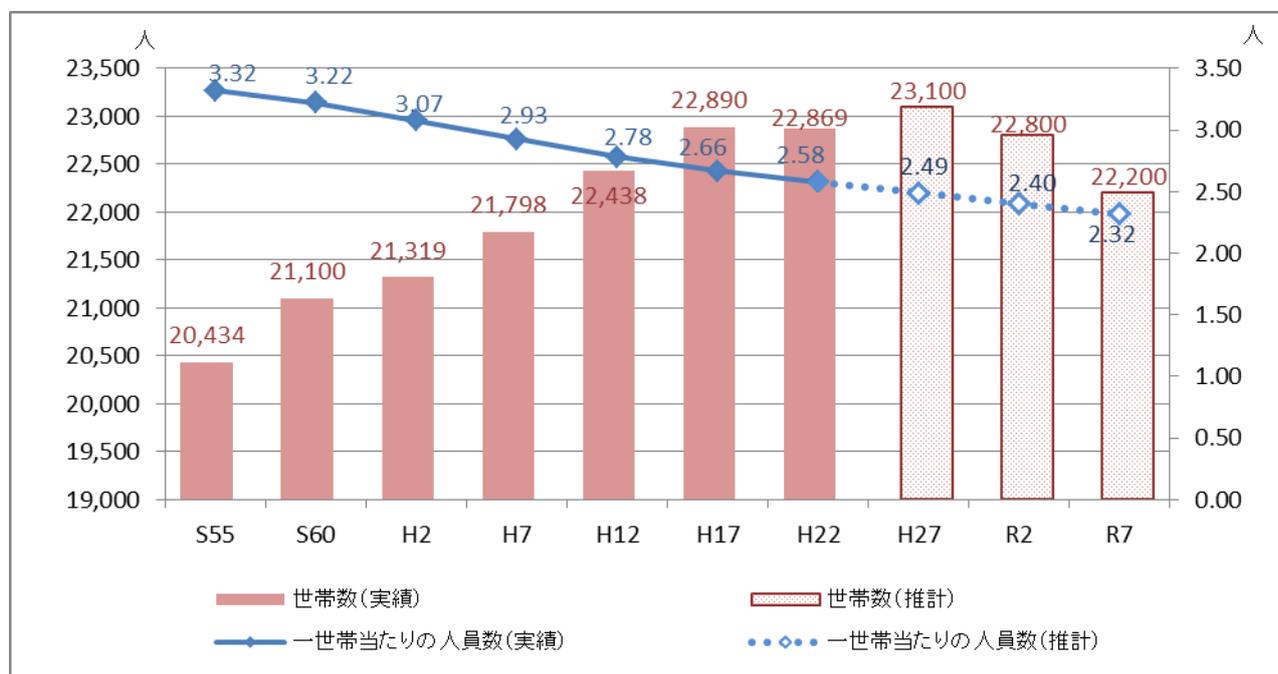
将来世帯数

国勢調査によると人口が減少する一方で、世帯数は平成17年調査（22,890世帯）まで増加し続けたことから、一世帯あたり人員は、昭和55年（3.32人）からほぼ同じ減少幅で推移し、平成27年では、2.49人へと減少しています。今後も、核家族化や独居世帯が増加することが予想されることから、令和6年には、2.34人へと減少することが予想されます。

そのため、総人口と一世帯あたり人員の見通しから、

令和6年の将来世帯数は **22,600** 世帯と設定します。

■世帯数及び一世帯当たりの人員数の推計■



将来交流人口

本市を訪れる人の満足度を高め、交流人口の増加を図ることは、本市の活性化にとって極めて重要です。近年の自然災害の風評被害等により本市の主要な観光施設の入込客数は一時減少傾向にあり、平成28年度は、約210万人となっています。

しかし、観光プロモーション活動やインバウンド対策等により、知名度の向上が図られるとともに、ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックの開催を機に多くの誘客が見込まれます。

さらに、観光施設の整備やより積極的な誘客活動を展開することにより、交流人口の増加に努めます。

そのため、令和6年の将来交流人口を1日 **7,000** 人（年間255万人）と設定します。

第2節 施策体系



第2節 施策体系



第3節 施策方針

1 安全・安心な生活を **守る** まち

◇防災◇

東日本大震災や九州北部豪雨災害など近年の大規模災害は、私たちに防災に対する貴重な教訓を残しました。

今後も、南海トラフ地震をはじめとした地震や集中豪雨、台風などの大規模災害による影響を受ける可能性があるため、自主防災組織の活性化や人材の育成、公共施設の耐震化等による防災体制の充実や防災意識の啓発、防災訓練の実施等による防災活動の推進、土砂災害対策等による災害防止対策等に努め、市民の生命、身体、財産を災害から守ります。

◇防犯◇

近年、刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、詐欺被害をはじめとして犯罪形態が多様化しています。

そのため、防犯に関する情報提供や街頭啓発、パトロールの強化、防犯灯の設置支援、自主防犯組織の支援等に取り組み安全・安心のまちづくりを推進します。また、近年、空き家の増加が生活環境に様々な影響を与えていることから、関係機関等と連携した総合的な対策に努めます。

◇交通安全◇

近年、市内では交通人身事故発生件数や交通事故死亡者数は減少傾向にあるものの、ほぼ毎日のように人身交通事故が発生しています。

そのため、カーブミラーやガードレール等の交通安全施設の整備や小中学生や高齢者などを対象とした交通安全教室の開催等による交通安全意識の高揚、交通事故被害者及びその家族の救済活動等に取り組み、事故のない安全で快適な交通社会の実現を目指します。

◇消防・救急・救助◇

消防・救急・救助は、市民の生命、身体及び財産を守る、大変重要な役割を担っており、高齢化の進行によりその役割はますます重要になっています。

そのため、職員の資質の向上や、施設・設備の充実等による体制の充実や予防意識の啓発等による火災予防の推進、消防団員の確保や施設・設備の充実等による消防団の充実、救急の適正利用の啓発等に努めます。

第3節 施策方針

◇河川・海岸◇

本市には、駅館川をはじめ、その支流の恵良川と津房川、西側を流れる伊呂波川、東側を流れる寄藻川などがあり、農業用水や水道用水として活用される一方で、いったん災害が起これば、市民の生命、財産を奪う危険性も併せ持っています。

そのため、大分県と連携を図り、河川改修等による治水機能の強化や海岸保全施設等の適切な維持管理による海岸部対策の充実に努めます。

◇消費者保護◇

インターネット環境の普及やグローバル化の進展等により、消費者を取り巻く環境は大きく変化し、消費生活に関するトラブルは増加傾向にあります。

そのため、消費生活センターの相談体制の強化に努めるとともに、消費者被害の未然防止強化に努めます。

また、高齢者を中心とした出前講座の開催等による啓発活動の充実に努めます。

さらに、関係機関・団体との連携強化や各種救済制度の周知等により、消費者被害に遭われた方の被害回復支援に努めます。



(仙ノ岩の風景)

第3節 施策方針

2 豊かな自然と風景を未来に **継ぐ**まち

◇自然環境◇

本市には、森林や河川、棚田、水田、干潟、海など豊かな自然環境が維持され、多種多様な生物のすみかや美しい景観が保たれてきています。

これらの貴重な財産を次世代に引き継ぐため、宇佐市環境基本計画に基づき、市民・事業者・行政が一体となって森林や水辺、生態系の保全に努めるとともに、宇佐市景観計画に基づき、自然景観の保全に努めます。

◇生活環境◇

本市は、清らかな水、豊かな緑に囲まれており、恵まれた生活環境を有しています。

しかし、一部では廃棄物の不適切な処理や環境基準値を超える騒音、公園・緑地の不足などが生じています。

そのため、より一層の生活の質と定住満足度の向上を図るため、宇佐市環境基本計画に基づき、廃棄物や生活排水の適切な処理、公害対策や公衆衛生の充実、公園整備や緑化推進等に取り組めます。

また、ダイオキシン発生を大幅に抑制した新しいごみ処理施設の設置を推進します。

◇地球環境◇

地球温暖化の影響により、平均気温の上昇や海面水位の上昇など世界各地で様々な影響が生じています。

そのため、本市では、新エネルギービジョンやバイオマスタウン構想に基づき、新エネルギーの導入・促進やバイオマスエネルギーの利活用などに取り組み、地球温暖化の主な原因の一つである二酸化炭素の排出抑制に努めています。

今後もこれらの取組を充実させ、低炭素社会、循環型社会の実現に努めます。

◇環境活動◇

本市では、各種団体や地域住民が主体となった環境保全活動や美化活動、リサイクル活動などが行われています。

今後は、これらの活動を活性化するための支援の充実に努めるとともに、より多くの市民の意識を高めるための学習機会の充実に努めます。

第3節 施策方針

3 快適な生活空間を築くまち

◇土地利用◇

土地は、将来にわたり市民のためのかけがえのない限られた資源であることから、その利用については公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して健康で文化的な生活環境の確保と市土の均衡ある発展を図るため、土地に関する調査の推進や各種法令に基づいた適切な土地利用を促進します。

◇まちなみ◇

本市には、四日市、駅川地区の中心市街地をはじめとして、宇佐、長洲、柳ヶ浦の各地区に市街地を形成しています。これらの市街地を地域の特性や機能、市民ニーズに応じて、公園や道路などの都市施設の整備や街なみ景観の保全、土地利用規制の見直し等を行い、都市機能の集積を図ることにより、住みやすい生活空間を創出します。

◇住宅◇

住宅は市民の最も身近な生活空間であり、快適な生活環境を確保するための基礎的な要件の一つです。

そのため、公営住宅については、老朽化住宅の整備・再編成や地域バランスを考慮した整備により、ニーズに応じた住宅の確保に努めます。

また、一般の建築物については、耐震化や老朽空き家、アスベストなどの対策により、安全・安心な住環境の整備に努めます。



国道沿線地域複合施設（道の駅）イメージ

第3節 施策方針

◇道路・交通◇

道路は、生活環境や産業活動等において重要な基盤施設の一つです。

また、東九州自動車道の開通により、道路交通体系の整備はますます重要になっています。

そのため、国・県道や都市計画道路の整備促進による幹線道路網の整備を図るとともに、市道や農道など生活に身近な道路の改善に取組み、東九州自動車道を軸とした有機的な道路交通体系の確立に努めます。

公共交通については、JR 柳ヶ浦駅を玄関駅、JR 宇佐駅を観光拠点駅と位置付け、JR 柳ヶ浦駅については、都市計画道路の整備や駅南側開発の検討など駅の利便性の向上及び機能の強化を図るとともに、JR 宇佐駅については、観光バスの整備やバリアフリー化等により、アクセス機能及び利便性の向上を図り、公共交通拠点としての整備に努めます。

また、日常の交通手段となる路線バス・コミュニティバスについては、ニーズに応じた運行形態への見直しや公共交通機関相互の連携強化により効率的かつ効果的な公共交通体系の構築に努めます。

◇情報・通信◇

情報化の進展により、インターネットや携帯電話の普及率は上昇しており、日常生活に欠かせないものとなっています。

そのため、ICT を利活用した市民サービスの実施に努めるとともに、光インターネット加入者の拡大に努めます。

また、情報化の推進に伴い、情報資産が増大することから、情報セキュリティの向上に努めます。

さらに、ICT を利活用した事業の恩恵が享受できるように、市民の情報化能力の向上を図るため、インターネット教室やパソコン教室等学習機会の確保に努めます。

携帯電話については、一部世帯数の少ない山間部の集落や観光施設に不感地域が存在することから、携帯電話事業者への継続的な整備促進等による不感地域の解消に努めます。

◇上水道◇

水は、市民生活や産業活動などあらゆる場に欠かせない重要な資源です。

そのため、安全かつ安定した水の供給を図るため、水道未普及地域の解消に努めます。

また、老朽施設・設備の更新等により、安全性・安定性の確保に努めます。

さらに、管路や設備等の電子管理を行うことにより、維持管理体制の充実に努めます。

第3節 施策方針

4 健やかな暮らしを支えるまち

◇地域医療◇

本市の医療施設及び医師数は、総量的には充足していますが、より専門的かつ高度の医療機能や診療科目、検診システム等については十分とは言えず、診療科目や施設の整備が求められるとともに、中山間部の無医地区対策も切実な課題です。

そのため、医師会や周辺自治体との連携強化により、病院機能の充実や質の高い医療サービスの提供により医療体制の充実に努めます。

また、小児をはじめとした救急医療体制の確保やコミュニティバスの運行、巡回診療による無医地区対策の継続・充実に努めます。

◇健康増進◇

高齢化の進行や食生活の変化等により、高血圧や糖尿病などの「生活習慣病」と言われる慢性疾患の罹患者数が増加しており、予防体制の充実が求められています。

そのため、宇佐市健康増進計画や食育推進計画に基づき、健診や健康教室等の開催による健康増進事業の推進や健康意識の啓発、食育の推進、予防接種の充実を図るとともに、健康づくり活動に取り組む組織・人材の育成に努めます。

また、これらの各種保健事業を総合的に推進するため、拠点施設の整備検討を行うなど、すべての市民が健やかに生涯を過ごせる健康づくりを目指します。

◇子育て支援◇

共働き世帯の増加や核家族化、価値観の多様化など子育てをめぐる環境の変化により、子育てに対する不安感や負担感が増し、晩婚化・未婚化の進行等に伴い、少子化が進行しています。

そのため、子ども・子育て支援事業計画に基づき、健診や各種教室の開催、予防接種の充実等による保健事業の充実やネットワークの構築、医療費助成制度の充実等による支援体制の充実、多様化するニーズに対応した保育の充実、児童館や放課後児童クラブ等を活用した健やかに育む環境整備、虐待の予防や早期発見に向けた虐待防止体制の構築、ひとり親家庭の自立支援など安心して子どもを産み、ゆとりを持って子育てできる環境の整備に努めます。

◇地域福祉◇

少子高齢化や核家族化、景気低迷の長期化、価値観の多様化などにより、生活において問題を抱えた家族や社会とのつながりを失った孤立が増加するなど地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

そのため、宇佐市地域福祉計画に基づき、個々の家庭の問題を地域全体の問題として捉え、市民や関係機関、関係団体、行政などが一体となって地域で支えていくための「人づくり」「支援体制づくり」「環境づくり」に努めます。

第3節 施策方針

◇障がい者福祉◇

障がい者が障がいによって差別されず、社会の構成員として尊重され、「当たり前」に地域で暮らす社会の実現が求められています。

そのため、宇佐市障がい者計画及び宇佐市障がい福祉計画に基づき、各種施策を推進するとともに、課題克服に向けて引き続き、宇佐市自立支援協議会及びその下部組織である「療育・教育支援部会」、「就労支援部会」、「地域生活支援部会」、「相談支援部会」との連携をさらに強化していきます。

◇高齢者福祉◇

高齢化の進行により、高齢者人口は増加傾向にあることから、高齢者が生きがいを持ち、健康で安全安心に暮らせる地域社会の実現が求められています。

そのため、運動機能の維持・向上や介護予防体操の普及・啓発などによる介護予防対策の充実や認知症予防対策の充実など高齢者の健康づくりを進めます。

また、高齢者が生きがいをもち、いきいきとした暮らしが送れるように老人クラブ等と連携した生きがい対策に努めます。

さらに、緊急通報体制の整備等による安全・安心対策や関係機関と連携したネットワークの構築に努めます。

◇生活困窮者福祉◇

長引く景気の低迷により、失業者数が増加し稼働能力があるにも関わらず、生活保護に至っているケースが増加しています。また、生活保護に至らないまでも生活面に問題を抱えた人々が増加しています。

そのため、被保護世帯それぞれの状況に応じた適切な相談・支援・指導に努めます。

さらに、民生委員児童委員等と連携して、地域社会における自立支援に努めます。

◇勤労者福祉◇

景気の低迷や高齢化の進行等により、就労環境は大きく変化しています。そのような中、すべての勤労者や求職者が自らの能力を十分に発揮し、生きがいをもって安心して働くことができる環境の整備が求められています。

そのため、雇用の場の確保・創出やワークライフバランスの推進等による働きやすい環境づくり、関係機関と連携した福利厚生や技術・技能習得機会の充実、勤労者福祉施設を活用した余暇活動の充実等に努めます。

◇社会保障◇

国民健康保険や国民年金、後期高齢者医療、介護保険の社会保障制度は市民の健康や介護、生活を支えるために欠くことのできない制度です。

しかし、人口減少や高齢化の進行など人口構造の変化により、財政基盤は逼迫し、持続可能な制度へと変革が求められています。

そのため、制度の周知や医療費・給付の適正化、保険税や年金の納付意識の向上等に努めます。

また、社会保障制度改革に伴う、必要な対応に努めます。

第3節 施策方針

5 個性豊かな人材と文化を **育む** まち

◇生涯学習◇

近年、情報化やグローバル化の進展等により、めまぐるしく変化する社会情勢に対応するため、人々は絶えず新しい知識や技術等の習得が必要となっています。

また、長寿社会による生活時間の拡充や社会の成熟化に伴い、自由時間が増大している現在、一人ひとりが自分自身を高め、より豊かな生活を創り上げていくことが求められています。

そのため、市民が学習・活動するための施設・設備の充実や活動機会の充実等により、市民が生きがいを持ち充実した生活を送ることができる社会の実現に努めます。

図書館については、より一層の施設や資料の整備・充実や読書活動の支援、情報発信の充実、調査相談の充実などによる図書館サービスの充実や読み聞かせの推進、移動図書館の実施などにより、読書活動の推進に努めます。

◇就学前教育◇

幼児期は、生涯にわたる人格形成及び義務教育の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、幼稚園等における幼児教育の充実を図るとともに、子ども子育て支援法等に基づく新たな制度の具体化を踏まえつつ、質の高い幼児期の教育の総合的な提供の推進を検討します。

また、園児等の安全を確保するため、老朽化した公立幼稚園の施設の整備を検討します。

◇義務教育◇

義務教育は、子どもたち一人ひとりが、自立した個人として変化の激しい社会を心豊かにたくましく生き抜いていく基盤となる力を育成する役割を担っていることから、学校は家庭や地域社会と連携し、知・徳・体のバランスのとれた質の高い教育を提供し、安心して信頼して子どもを託すことのできる環境の整備が求められます。

そのため、安全安心な学校づくりに向けた学校施設・設備の充実やグローバル化や情報化など時代に即した教育内容の充実に努めます。また、家庭や地域社会、学校が一体となった取組を推進するため、地域に開かれた学校づくり、信頼される学校づくりに努めます。

さらに、子どもたちの健全な体の育成を図るため、栄養バランスの取れた学校給食を提供するとともに、学校給食を通じて食に関する指導を推進します。

第3節 施策方針

◇特別支援教育◇

障がいのある幼児、児童、生徒の自立や社会参加の実現に向けて、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援に努めます。

また、障がいのある子どもに関する理解と認識を深めるとともに、教育内容や環境の改善を図り、特別支援教育の充実に努めます。

◇高等学校等教育◇

多くの生徒が高等学校に進学している今日、生徒一人ひとりの個性をより重視した教育の実現を目指すとともに、多様化している進学者のニーズに対応した教育の充実が求められます。

そのため、中学校と高等学校を円滑に接続し、継続的に指導するため、小中高連携教育の推進に努めるとともに、関係機関に対する教育課程の編成や学科の設置に関する要望、奨学制度の充実に努めます。

また、大学等高等教育機関については、学生と地域住民との交流拠点や市民の生涯学習の場となっていることから、今後は、交流活動のさらなる活性化を図るとともに、施設・設備の充実に向けて関係機関との連携強化を図ります。

◇青少年育成教育◇

青少年期は、心身の発達に伴い、様々な悩みや葛藤を経験しながら、社会の担い手として生活の基盤を確立し、能力や適性等に応じて活躍の場を広げていく時期です。

そのため、関係団体の支援や指導者の育成等による健全育成組織・体制の充実や青少年と地域住民との交流活動等による地域「協育力」の向上、家庭教育に取り組むことができる環境づくり等による家庭教育支援の充実、関係機関と一体となった啓発活動等による健全な社会環境づくりに努めます。

◇スポーツ◇

人口の減少や高齢化の進行などにより、スポーツの役割は健康や体力の増進・維持だけでなく、高齢者のいきがいづくりや世代間の交流促進、地域コミュニティの形成・活性化など福祉や教育、観光などを含めた地域づくりへの期待が大きくなっています。

そのため、スポーツ推進計画に沿って、スポーツを通じた人づくり、スポーツを活かす仕組みづくり、スポーツのできる場所づくりに努め、「する」「みる」「支える」スポーツ振興による宇佐の地域づくりを目指します。

第3節 施策方針

◇文化・芸術活動◇

文化芸術は人々の創造性を育み、地域社会に活力をもたらす源泉であり、市民一人ひとりが真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現するためには、重要な役割を担っています。

そのため、地域の資源を活用した文化振興に努めます。

また、市民が文化芸術に触れる機会の充実を図るため、文化施設の充実や各種文化団体の活動支援、姉妹都市等との交流に努め、市民一人ひとりが真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活の実現を目指します。

◇文化財◇

文化財は、歴史・文化等の正しい理解と、将来の文化の向上・発展の基礎になることから、適切な保存・継承の必要性とともに、地域の活性化や観光振興に資する文化遺産の役割が認識され、その積極的な活用が求められています。

そのため、各種文化財の保護・保全を行い、収集・調査・研究を図るとともに、観光分野と連携して、それらを活用した普及・啓発活動に努めます。

また、国指定史跡などの重要遺跡や戦争遺跡の保存、それらを巡る拠点となる施設の整備、各種指定文化財の保存に向けた環境整備に努めます。

さらに、各地域で保存・継承されている伝統文化を継承するため、関係団体の活動支援に努めます。



宇佐海軍航空隊建造物（宇佐市指定史跡）

第3節 施策方針

6 儲かる産業を **興す** まち

◇農業◇

本市の基幹産業である農業は、従事者の高齢化や兼業化等により担い手は減少し耕作放棄地は増加するとともに、農業所得が減少していることから、担い手の確保と農地の保全、農業経営の改善が求められています。

そのため、6次産業化の推進により付加価値の創出を図るとともに、国が推進する樹園地再編整備等に取り組み耕作放棄地の解消に努めます。また、生産基盤の整備や農地の流動化、集出荷体制の整備、新作物の導入、高収益作物の拡大等による生産性の向上を図り農業所得の向上に努めます。

さらに、集落営農の組織化や法人化を図るとともに、新規就農者や農業への企業参入を支援することで担い手の育成に努めます。

なお、中山間地域の農業については、多面的・公益的機能を担っているため、積極的に支援し、都市と農村の交流を活性化します。加えて、世界農業遺産の認定を農業の活性化に活かします。

◇林業◇

林業を取り巻く環境は、木材需要の減退や木材価格の低迷等による収益性は低下し、過疎化や高齢化の進行により担い手が減少するなど厳しい状況が続いています。

そのため、林道や作業道など生産基盤の整備により生産性の向上を図るとともに、市産材の活用等による林産物の需要拡大に努めます。また、林業団体の育成強化により担い手の確保に努めるとともに、森林の適正管理により森林資源の保全・形成に努めます。加えて、世界農業遺産の認定を林業の活性化に活かします。

◇水産業◇

漁業を取り巻く環境は、人口減少や高齢化の進行、グローバル化の進展等により、漁業従事者及び経営体数、生産量とも減少傾向であるとともに、漁場の生産性の低下により、漁獲量は減少し、魚価は低迷するなど漁業経営は厳しい状況となっています。

そのため、生産性の向上に向けた漁場の整備や生産基盤の整備、経営の改善に向けた流通体制の確立や観光漁業の推進に努めます。

第3節 施策方針

◇商業・サービス業◇

近年の大型店の出店や生活様式の変化等により、商業事業者の経営は厳しい状況にあり、中小小売店の廃業や商店街の衰退が進行しています。

そのため、商業事業者が安定した経営を保てるように、経営相談や金融対策、起業支援など支援体制の充実に努めます。

また、商店街の活性化を図るため、関係団体が行う活性化に向けた活動を支援するとともに、商工団体との連携強化に努めます。

◇工業◇

景気低迷の長期化により、地域の活力が低下している現在において、工業は持続的な経済の活性化や市民生活の安定を促進する重要な役割を担っています。

そのため、雇用の創出や定住の促進に寄与する企業誘致については、民間と一体となった誘致活動を推進するとともに、用地の確保やインフラ整備等による受け入れ体制の整備に努めます。

また、地場産業間の連携強化や人材育成の支援等により、地場産業の育成に努めます。

◇観光◇

少子高齢化の進行や長引く景気の低迷、ライフスタイルの変化等により、余暇時間の増大や住民ニーズの多様化が進行し、地域間競争が激化するなど観光を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、観光は、波及効果の裾野が広く、経済的効果だけでなく社会的、文化的効果などが期待される産業であることから、総合産業としての期待が寄せられます。

そのため、世界農業遺産の認定や東九州自動車道の北九州市一宮崎市間の開通等を活用し、知名度の向上に向けた「情報発信の強化」や観光客の満足度向上に向けた「受け入れ体制の強化」、観光地としての魅力向上に向けた「観光資源の保護・保全と再発見・強化」、観光振興を牽引する「人材・組織の強化」に努めます。



宇佐のマチュピチュ



福貴野の滝

第3節 施策方針

7 多様な交流と協働で人と人が繋がるまち

◇地域コミュニティ◇

近年、人と人とのつながりが希薄化し、住民が地域活動に参加する機会の減少や動機が薄れてきています。さらに、自治会などの会員や行事への参加者の減少、役員の担い手不足などにより、子育てや教育、地域の安全・安心や環境対策など、これまで地域コミュニティにより育まれ支えられてきた地域社会の絆が失われつつあるため、地域コミュニティの形成が求められます。

そのため、宇佐市地域コミュニティビジョンに基づき、基盤となる体制を整備するため、自治会や地域活動団体などが連携した地域コミュニティ組織の設立に努めます。

また、地域コミュニティ組織が自主的かつ積極的に活動できるように、人的支援や人材育成、施設整備など各種支援に努めます。

◇市民参加◇

近年の地方自治体を取り巻く環境は、地方分権の進展や少子高齢化の進行、情報化・グローバル化の進展などにより、目まぐるしく変化しています。そうした環境の中、財政状況は逼迫する一方で、市民ニーズは多様化し、従来の行政によるサービスだけでは対応できなくなっています。

そのため、「協働のまちづくり指針」や「協働のまちづくり行動計画」に基づき、市民団体やボランティア、NPOなど新たな担い手として期待される団体の活動の活性化に努めます。

また、市民と行政がそれぞれ果たすべき役割と責任を明確にするためのルールづくりに努めます。

◇定住促進◇

少子高齢化の進行により、本市においても、定住人口の減少と人口構造の変化が進むと予想されており、地域経済や市民生活への影響が懸念されます。このような中、本市が、「住みたいまち」「住み続けたいまち」に選ばれるようまちの魅力を高め、定住人口の確保に努める必要があります。

そのため、住宅の確保や子育て支援・教育の充実、雇用の場の創出、結婚支援など「住む」「育てる」「働く」「結ぶ」環境の整備に努めます。また、本市への郷土愛の醸成に向けた取組を推進します。

◇地域間交流・国際交流◇

グローバル化の進展により、人・モノ・情報等の行き来が活発になっており、地域の活性化や人材を育成する上で、地域間・国際間の交流が重要になっています。

そのため、これまで進めてきた姉妹都市や友好都市、交流都市などとの交流を充実させるとともに、新たな交流への発展に努めます。

また、グリーンツーリズムをはじめとした他の地域の住民や学生などとの交流についてもより一層の充実に努めます。

第3節 施策方針

◇男女共同参画◇

少子高齢化の進展や経済活動の成熟化など社会情勢の急速な変化に伴い、女性と男性を取り巻く環境が大きく変化する中、女性と男性が性別にかかわらずそれぞれの個性が尊重され、社会の対等なパートナーとして、家庭、職場、地域などあらゆる場面で、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が求められています。

そのため、第2次宇佐市男女共同参画プランに基づき、街頭啓発等により市民一人ひとりの意識啓発に努めるとともに、審議会等への女性の参画や公的役職への登用を促進するなど、あらゆる分野に男女が参画できる環境づくりに努めます。

◇人権教育・啓発◇

人権は、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠かすことのできない権利です。

しかし、グローバル化や情報化・価値観の多様化等により、さまざまな人権課題が発生しており、それらの解消により、すべての人が自らの尊厳について認識し、多様な価値観と生き方を認め合う「人権尊重社会の実現」が求められます。

そのため、宇佐市人権施策基本計画及び実施計画に基づき、すべての市民の人権擁護思想を醸成するため、啓発・学習活動の充実や社会的環境の改善に努めます。



第3節 施策方針

8 対話と効率的な行政で 信頼されるまち

◇行財政運営◇

地方分権の進展による自治体間競争の激化により、自治体の自主・自立の必要性が高まっており、政策自治体への変革が求められています。

そのため、多様化する市民ニーズに対して、効率的に行政サービスを提供できる体制の構築に向けて、組織の見直し・施設の再編に努めるとともに、事務事業の効率化や市民・事業者等との協働を推進し、効率的で満足度の高い市民サービスの提供に努めます。

また、より一層の歳入の確保や歳出の見直しをはじめとする知恵を絞った財政運営を行い、目前に迫る厳しい財政状況にも耐えうる足腰の強い行財政基盤を構築するとともに、職員の意識改革を進め、地方分権時代にふさわしい政策自治体を目指します。

◇広域連携◇

近年、交通網の充実や情報化の進展、市民ニーズの多様化等により、市民の生活圏や行政運営は市域を超えた広がりを見せており、広域的な施策展開の必要性が求められています。

そのため、広域的な行政課題に対しては、近隣自治体との連携強化に努めます。

◇市民中心の市政運営◇

市民ニーズが多様化する中で、満足度の高い市政運営を行うためには、市民と行政が対話を図る機会の充実が求められています。

そのため、広報うさやホームページ、マスコミ等あらゆる広報媒体を活用して情報発信の充実に努めます。

また、市長おでかけトークやまちづくり懇話会など地域に出向いて意見交換を行うとともに、多くの市民から意見をいただく機会を確保するなど広聴活動の充実に努めます。